

県市町村GX推進会議 実務者会議 (令和7年度第1回(全体))

令和7年9月5日(金)

1. 県市町村GX推進会議の振り返り

県市町村GX推進会議の振り返り

令和7年度の**県の市町村向け支援策**及び**市町村との連携取組等**（実務者会議の主なテーマ等）は以下のとおり。

①地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

- 計画策定事業費補助の実施、策定状況の共有等。

②環境と経済の好循環の創出について

- 地域裨益協定の手引き等を活用した再エネ導入検討。
- 先行事例（再エネ導入施策、J-クレジットの活用等）の共有。
- 県と市町村による促進区域の共同設定の可能性検討。

③県と市町村の施策連携について

- 経済手法（補助事業等）における支援対象の棲分けによる事業者、家庭の脱炭素化支援。
- 経済手法、普及・啓発手法（イベント等）の情報共有、相互発信。

④第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

- 国の動向、県の取組の進捗等を踏まえた見直しの実施。

2. 地方公共団体実行計画(区域施策編) 策定の支援

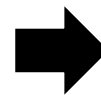
地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

◆地方公共団体実行計画（区域施策編）策定状況

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定数は、15市町村（R6.3）⇒23市町村（R7.3）に増加。
今年度は新たに6市町が策定予定で、29市町村となる見込。 ※赤字の市町は県の補助を活用。

市町村	策定年月	削減目標
（～R5.3） ①盛岡市、②八幡平市、③紫波町、④久慈市、 ⑤大船渡市、⑥九戸村、⑦一関市、⑧滝沢市		
⑨釜石市	R5.10	▲55%
⑩一戸町	R5.11	▲57%
⑪田野畑村	R6.2	▲46%
⑫宮古市	R6.3	▲50%
⑬花巻市	R6.3	▲53%
⑭葛巻町	R6.3	▲46%
⑮普代村	R6.3	▲44%

8市町
増加



市町村	策定年月	削減目標
①～⑮は同左		
⑯軽米町	R6.4	▲77%
⑰遠野市	R6.9	▲57%
⑱金ケ崎町	R6.12	▲59%
⑲洋野町	R7.2	▲57%
⑳雫石町	R7.3	▲57%
㉑陸前高田市	R7.3	▲55%
㉒矢巾町	R7.3	▲46%
㉓岩泉町	R7.3	▲150% (ネット方式)

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

◆地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の支援

地方公共団体実行計画（区域施策編）策定に活用可能な県と国の補助事業は、次のとおり。

名称	内容
1. 地球温暖化対策実行計画等策定事業費補助 (県)	・ 補助対象等：区域施策編等策定に係る委託費 ・ 補助率：2/3、上限4,000千円 ※令和7年度は6市町に交付決定済
2. 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 (環境省)	・ 補助対象等：区域施策編等策定に要する経費 (第1号事業) ・ 補助率：2/3 or 3/4、上限8,000千円 ※令和6年度(補正予算)及び令和7年度当初予算に基づく公募は5月23日に採択決定（採択結果：77/82） ※今後の情報は随時実務者会議等で共有

3. 環境と経済の好循環の創出について

環境と経済の好循環の創出について

◆環境と経済の好循環の創出について：促進区域の設定検討

温対法の令和6年改正（施行：令和7年4月）により、市町村（単独・共同）に加えて、県と市町村が共同で促進区域を定めることができるようになった。

市町村と連携し、促進区域の共同設定の可能性を検討

1. 国の環境保全に係る基準 (促進区域設定に係る環境省令)	国	その他のエリア	考慮すべき 区域・事項	除外すべき 区域
2. 都道府県基準の設定	都道府県	その他のエリア	考慮すべき 区域・事項	除外すべき 区域
3. 促進区域・地域の環境の保全のための 取組等の設定	市町村 都道府県	＜地方公共団体実行計画＞ 促進区域・ 地域の環境の保全のための取組等		・協議会等での協議
4. 地域脱炭素化促進事業計画の策定	事業者	＜地域脱炭素化促進事業計画＞ 地域脱炭素化 促進施設の整備 地域の脱炭素化 のための取組		
5. 地域脱炭素化促進事業計画の認定	市町村 都道府県	地域の環境の 保全のための 取組 地域の経済及び 社会の持続的発 展に資する取組		・協議会等での協議 ・許認可の一括手続 ・アセス配慮書省略

促進区域の設定に都道府県が関与することで、市町村間の調整等が円滑に行われ、より広域的な観点から促進区域の設定が行われることが期待される。

環境と経済の好循環の創出について

◆環境と経済の好循環の創出について：促進区域の設定検討

今年度は、促進区域設定の可能性を検討するため、個別に意見交換を実施する。

○国（東北地方環境事務所等）との意見交換について（8/7実施）

- ・設定に活用可能な補助金
- ・設定に関する手続について
- ・温対法改正（共同設定可）となってからの全国的な動き
- ・共同設定に関する手続について
- ・REPOSについて 等

○市町村との意見交換について（順次実施）

- ・設定に向けた検討状況
- ・設定に向けた課題
- ・共同設定に対するイメージ 等

※他、再エネ発電事業に係る地域裨益等についても、併せて意見交換を実施。
意見交換の概要は追って共有します。

4. 県と市町村の施策連携について

県と市町村の施策連携について

◆県と市町村の施策連携について

支援施策については、**県が産業向け、市町村が家庭向け**とそれぞれの分野で施策を充実させており、引き続き、相互に棲分けや補完をしながら支援施策を展開する。

また、「いわてわんこ節電所」を活用して、支援施策のほか、情報・啓発施策（環境イベント等）の実施情報も共有し、**県と市町村が連携して県全体の脱炭素化を促進**する。

➡**今後、新たに実施する施策やイベント等は、随時お知らせください。**

【令和7年度における主な支援施策】

	産業向け	家庭向け
県	・省エネルギー対策事業費補助 ・EV等導入事業費補助 ・EV等普及促進事業費補助 ・再生可能エネルギー発電施設等立地促進資金貸付金 ・自家消費型太陽光発電設備設置事業	・省エネルギー住宅建設推進事業費補助金 ・住みたい岩手の家づくり促進事業 ・木づかい住宅普及促進事業
市町村	・排出量可視化サービス利用費等 ・省エネ設備導入・更新等（空調機器、給湯機器、照明機器） ・EV、PHEV、HV等導入支援、充放電設備導入促進 ・太陽光発電設備導入支援、蓄電設備導入支援 ・ペレットストーブ、薪ストーブ等導入支援	・省エネ診断の受診 ・省エネ設備導入・更新等（空調機器、給湯機器、換気設備、照明機器） ・住宅改修等支援（ZEH水準、断熱リフォーム等） ・EV、PHEV、HV等導入支援、充放電設備導入促進 ・太陽光発電設備導入支援、蓄電設備導入支援 ・ペレットストーブ、薪ストーブ等導入支援 ・環境学習事業の実施

県と市町村の施策連携について

◆国への提言・要望について

施策の検討や実現に向けて、政府予算要望や知事会等を通して国へ提言・要望を実施。

令和 8 年度政府予算要望（抜粋）

1 地域の脱炭素化に向けた取組に対する総合的な支援

- ・「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」の予算確保と地域実情に応じた柔軟な運用
- ・公共施設のZEB化、省エネ化、公用車の電動化等を促進する脱炭素化推進事業債の継続・拡充等
- ・専門人材の確保・育成に対する支援の充実・強化

2 省エネルギー対策に対する支援

- ・中小事業者向けの省エネ設備導入補助、省エネルギー診断等の継続・拡充と予算確保
- ・家庭向け省エネ家電買換え支援および自治体の普及啓発活動支援の充実・強化
- ・EV／PHV／FCV普及拡大に向けた充電・充てんインフラ補助の継続・充実
- ・ZEH水準を上回る高性能住宅への補助拡大と普及啓発等

3 再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援

- ・蓄電池導入等による系統安定化対策を含めた送配電網の充実・強化
- ・基幹系統増強工事の工期短縮と早期連系に向けた国の指導強化
- ・地域に利益が還元されるメカニズムの創設等、地域経済の発展につながる制度構築
- ・小規模太陽光・風力設備の廃棄処理・リサイクル体制整備と景観配慮の制度改善

【令和 8 年度政府予算要望等に関する提言・要望】

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/suishin/seifuyosan/1086516.html>

県と市町村の施策連携について

◆国への提言・要望について

知事会（全国知事会・北海道東北地方知事会）での要望（抜粋）

- ・ 大規模かつ安定的な財政措置（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、脱炭素化推進事業債、地方交付税など）の実施
- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金について、予算規模の大幅な拡充や事業期間の延長、社会情勢の変化を踏まえた柔軟な制度運用
- ・ 脱炭素化推進事業債について、十分な規模の確保や事業期間の延長
- ・ 水素・アンモニア、ペロブスカイト太陽電池、浮体式洋上風力等、新たな脱炭素技術・製品の初期需要創出を促進
- ・ 地域共生・裨益型の再エネ導入に向けた、地域脱炭素化促進事業制度の実効性向上
- ・ 地域の豊富な再エネポテンシャルを活かした産業集積を促進し、具体的支援策を構築
- ・ 再エネの地産地消促進に向けた規制緩和、法整備、ガイドラインの策定等
- ・ G X 人材の確保・育成に関する地方財政措置を更に充実させること

【全国知事会】

https://www.nga.gr.jp/conference/r07/post_5.html

【北海道東北地方知事会】

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/bunken/kouiki/1011804.html>

5. 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画 の中間年見直し

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

1 計画見直しの背景

- (1) 第2次岩手県地球温暖化対策実行計画（令和5年3月改訂）」により温室効果ガス排出抑制等のための施策を実施
- (2) 令和7年度は計画期間の中間年に当たるため、実行計画に示す指標や施策の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて、実行計画の見直しを実施

2 見直しの方向性（案）

	見直しの方向性（案）
(1) 計画期間	令和3（2021）年度～令和12（2030）年度
(2) 計画の目標	※ 別スライドにより説明
(3) 計画の構成	第6章（対策・施策）の「(3) 多様な手法による対策の推進」中、「県の率優先的取組」を③と別立て
(4) 主要な指標	4つの施策領域に計34指標を設定（令和8（2026）年度～令和12（2030）年度までの各年度）

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

3 見直しの概要

(1) 目標値の見直し

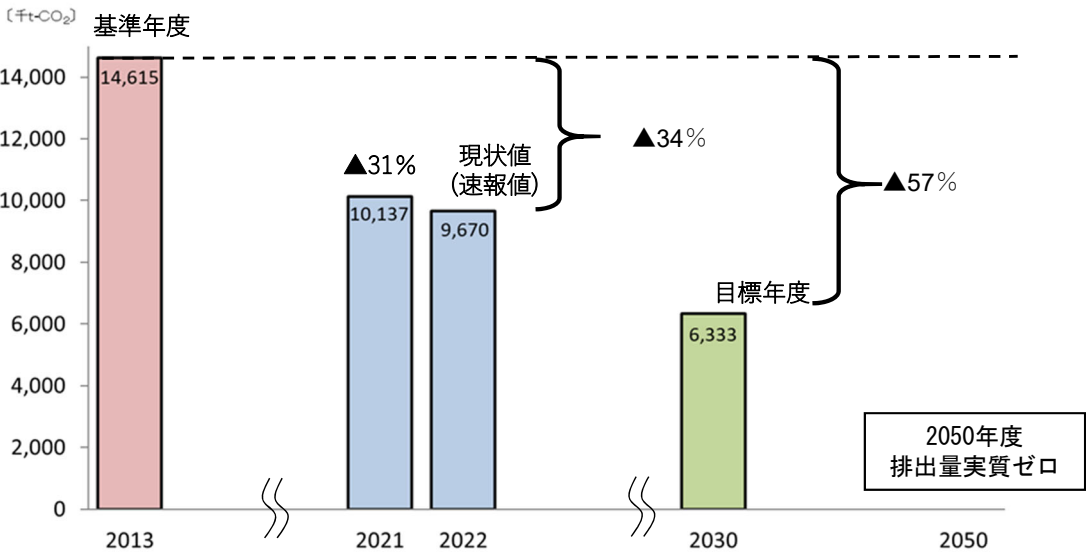
① 温室効果ガスの排出削減（2030年度目標：▲57%）

目標値変更なし

【論点】 社会経済情勢の変化、直近の温室効果ガス排出量等に基づく目標値変更の必要性
【見直し案】 削減対策等による削減量及び他の吸収源対策も含めた吸収量見込みを精査した結果、引き続き、2030（令和12）年度の温室効果ガス排出量の2013（平成25）年度比57%削減を目標とする。

【排出量削減目標（千t-CO2（%））】

	見直しによる 目標値	(参考) 現行計画
削減対策等	▲6,761 (▲47%)	▲6,774 (▲47%)
うち、再エネ導入	▲1,065 (▲7%)	▲1,040 (▲7%)
吸収源 (※2)	▲1,521 (▲10%)	▲1,416 (▲10%)
合計	▲8,282 (▲57%)	▲8,189 (▲57%)
基準年度排出量	14,615 (※3)	14,445
目標年度排出量	6,333	6,256



※1 四捨五入の関係で合計が合わない場合がある（次ページ以降同じ）。
※2 吸収源については、現行計画では森林吸収のみを対象としていたが、ブルーカーボンを含めている。

※3 2013年、2021年度排出量：国統計や地球温暖化係数の改訂等により、数値を修正している。（当初基準年度排出量 14,445千トン-CO₂）
※4 2022年度排出量は、速報値（未公表）である。

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

3 見直しの概要

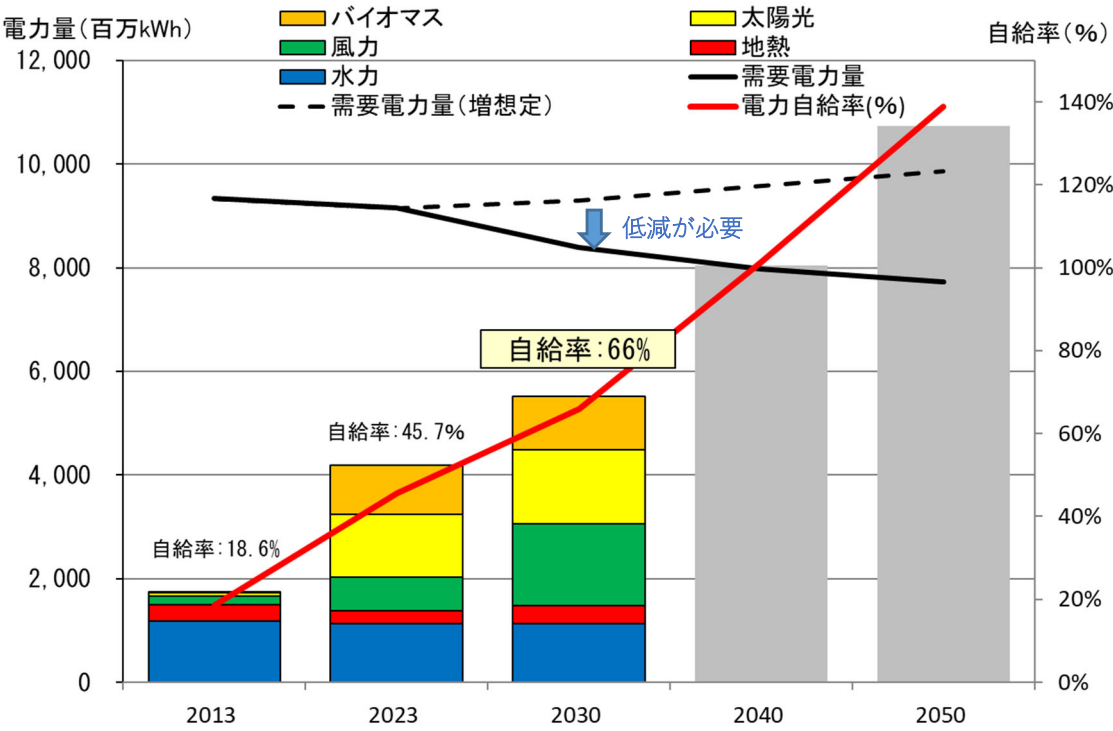
- (1) 目標値の見直し
- (2) 再生可能エネルギー電力自給率（2030年度目標：66%）

目標値変更なし

【論点】 再エネの導入実績、導入計画の変更等に伴う目標値変更の必要性

【見直し案】 導入見込量を精査した結果、引き続き、2030（令和12）年度の再生可能エネルギー電力自給率66%を目標とする。

【再生可能エネルギーによる電力量と電力自給率】



種別	見直し案	参考(現行計画)
	2030年度 電力量 (百万kWh)	2030年度 電力量 (百万kWh)
太陽光	1,432	1,398
風力	1,576	1,588
水力	1,130	1,016
地熱	357	446
バイオマス	1,023	971
合計	5,518	5,419
需要電力量	8,390	8,213
自給率 (%)	66	66

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

3 見直しの概要

(1) 目標値の見直し

② 再生可能エネルギー電力自給率（再生エネルギーの地産地消に係る補足指標）

【論点】 再生可能エネルギーの地産地消の状況を把握する補足指標設定の必要性

【見直し案】 「地域新電力の地産地消割合」を参考指標として追加

【地産地消に関する指標（参考指標）】（案）

地域新電力の地産地消割合（％）

● 算定方法

$$\frac{\text{地域新電力が県内へ供給している再エネ電力量}}{\text{地域新電力が県内から購入している再エネ電力量}}$$



● 実績値

2024（令和6）年：8％

（参考指標を設定する理由）

- ・ 再エネの地産地消に取り組んでいる県内の地域新電力による再エネの地産地消割合を明確にすることができる。
- ・ 県内での地域新電力の販売電力量のシェアは市場規模が小さい（R6年度：約1％）こと。

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

3 見直しの概要

(1) 目標値の見直し

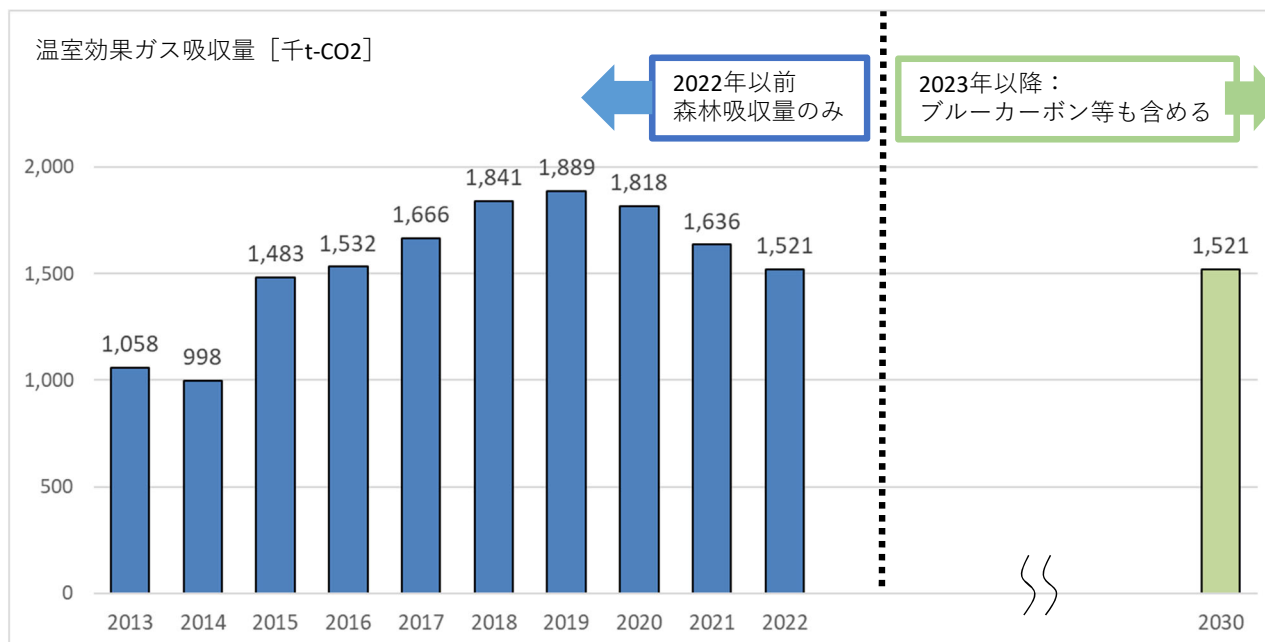
③ 森林等吸収源対策による吸収量の見込み

2030年度目標：1,521千t-CO₂（含ブルーカーボン吸収量）

【論点】 将来予測を踏まえた目標値変更の必要性及びブルーカーボンによる吸収量の計上

【見直し案】

- ① 「森林吸収量の見込み」を「森林等吸収源対策による吸収量の見込み」とする。
- ② 国において、ブルーカーボンの算定方法に関する研究が進んでいることから、森林以外の吸収源についても、算定が可能となったものから吸収量に含める。
- ③ 森林吸収量の見込みについては、近年減少傾向にあるものの、再造林を計画的に進めるなど、長期的な視点で林齢構成の平準化を図っていくこととし、見込量は、1,521千t-CO₂とする。



吸収源対策による吸収量の内訳

○森林吸収量：1,521千t-CO₂

○ブルーカーボン吸収量：0.2千t-CO₂

※2013年度排出量の10%相当

- ① 森林吸収量：
過去5か年の平均を吸収量としている。
 - ② ブルーカーボン吸収量0.2千t-CO₂：
算定内容は、国と連携した調査結果を基に推計したもの。
（R4～5年度の試験調査に基づく広田湾のアマモ類での推計）
 - ③ 2022年までは森林吸収のみ計上。
2030年度吸収量にはブルーカーボンも計上している。
- ※ それ以外の吸収源についても、計画期間中に算定可能となったものから計上していくこととする。

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

3 見直しの概要

(1) 目標値の見直し

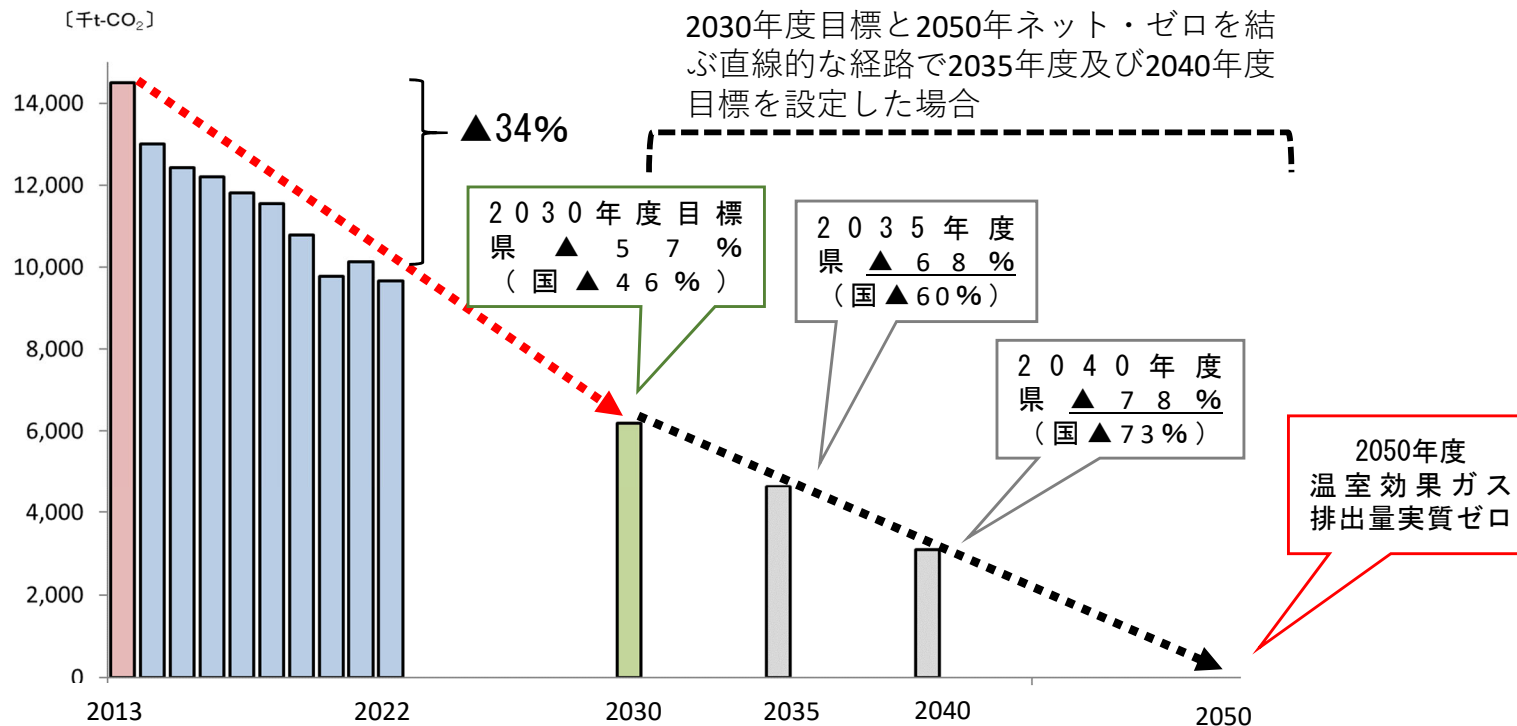
④ 2035年度、2040年度の温室効果ガスの排出削減目標の設定

目標設定の見送り

【論点】 国に合わせた2035年度、2040年度の削減目標の設定

【見直し案】 県計画においても、国と同様に直線的な経路にある値を目標値として設定した場合、下図のとおりとなるが、根拠ある削減量を示すことが困難であることから、設定は見送る。

【2050年度までの排出削減イメージ】



第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

3 見直しの概要

(2) 対策・施策の見直し

取組の柱		これまでの 主な取組等	主な課題	今後の取組
1 省エネ 対策の推進		①家庭	・「わんこ節電所家庭のエコチェック」の活用 ・「地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合」77.6%	家電製品や住宅の省エネ性能の情報提供等の取組を通じたエネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進する必要
		②産業・業務	・「いわて脱炭素化経営企業等」認定制度の周知 ・「岩手県脱炭素経営事例集」の作成	各事業者の取組状況を踏まえた支援等を通じて、事業者の脱炭素化を促進する必要
		③運輸	・次世代自動車のメリットの普及啓発、公共交通の利用促進に係るキャンペーンの実施 ・新しい生活様式の定着、バス路線の統廃合等	自家用自動車への過度な依存を抑制し、公共交通や自転車等の利用促進、電動車への転換等による環境負荷の低減を促進する必要
				○現行取組の強化、●新たな取組 ○ZEH水準を上回る基準の住宅や住宅への再生可能エネルギー設備導入に係る普及促進 ○講習会の実施やわんこ節電所等による家電製品の省エネルギー性能や経済的メリット等の情報提供による高効率な省エネルギー家電の普及促進 ○国民運動「デコ活」と連動した脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの促進 ●若者と環境配慮に積極的に取り組む企業との連携による情報発信 ○いわて脱炭素経営カルテの作成に係る指導・助言、目標達成率向上に向けた個別のフォローアップ ○「岩手県脱炭素経営事例集」等による脱炭素経営の理解促進、成果があった取組の普及啓発 ●若者と環境配慮に積極的に取り組む企業との連携による情報発信 ○電動車の購入や充電・充電設備等の整備に係る補助等による事業者の導入支援 ○市町村等による公共交通の利用環境の改善に向けた取組の支援 ○関係団体で構成する利用促進協議会等の活動を通じた県民のマイレール意識の醸成 ○自転車通行空間、岩手県広域サイクリングルート等の整備、道路標識や道路標示の改善等による安全で快適な自転車利用環境の創出

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

3 見直しの概要

(2) 対策・施策の見直し

取組の柱		これまでの 主な取組等	主な課題	今後の取組
		○現行取組の強化、●新たな取組		
2 再エネ の導入促進	①導入拡大	・再生可能エネルギー 導入量（R5年度） 1,967MW	・環境保全を図る「適正立地」と地域経済循環につながる「地域裨益」の考え方を重視し、地域特性を生かした再エネ導入の必要 ・再生可能エネルギーの送配電網への接続制約等	●新技術（ペロブスカイト等）の普及に向けた取組を推進 ●再エネ発電設備の立地適正化のための事業者と市町村における地域裨益協定の締結に向けた支援 ○自家消費型太陽光発電設備整備に係る補助等による事業者の導入支援 ○送配電網の充実・強化、接続費用地域間格差の解消等に係る国への要望
	②自立・分散型エネルギーシステム構築	・自立・分散型エネルギーシステム導入支援事業等による市町村支援	災害時のエネルギー確保と地域経済活性化の観点から、自立・分散型エネルギーシステムの構築やエネルギーの地産地消に引き続き取り組む必要	○自家消費型太陽光発電設備整備に係る補助等による事業者の導入支援・補助事業等による設備設置の拡大 ●地域新電力等と連携し、岩手県企業局が発電した電気を県内の家庭や事業所等へ供給 ○地域企業による地域新電力などへの参入を促進
	③水素等の利活用	・「岩手県水素利活用構想」の策定 ・再エネ由来の水素製造ポテンシャル調査等の実施	二酸化炭素を排出しない水素の利活用に係る理解促進のほか、アンモニアや合成メタンなどを含む次世代エネルギーの利活用を進める必要	●地域の特性を踏まえた水素利活用モデル等による燃料転換の促進 ●アンモニア、合成メタン等の次世代エネルギー利活用に係る理解促進に向けたセミナー、イベントの開催

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

3 見直しの概要

(2) 対策・施策の見直し

取組の柱		これまでの 主な取組等	主な課題	今後の取組
		○現行取組の強化、●新たな取組		
3 多様な手法による対策の推進	①吸収源対策	・補助制度を活用した再造林や間伐等の森林整備の支援 ・強度間伐による針広混交林への誘導 ・藻場の再生・造成等	本県の温暖化対策に寄与する重要な吸収源である森林、ブルーカーボンその他の吸収源対策について取組を促進する必要	○森林経営計画等に基づく森林整備の促進（取組強化） ○林業経営体の人材育成の推進 ●ブルーカーボンに係る漁業者等の関係者の理解醸成 ●「岩手県バイオ炭活用協議会」等による専門家や民間事業者と連携したバイオ炭の活用検討
	②廃棄物・フロン類（その他の温室効果ガス）等対策	・3Rを基調としたライフスタイルの定着に向けた普及促進 ・岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業補助 ・フロン類の適正管理に係る周知指導	・廃棄物の発生抑制を主眼とした循環型のライフスタイルの定着等の取組を通じた循環経済や環境配慮型の事業経営への一層の転換の必要 ・その他の温室効果ガスの排出削減の取組の必要	○廃棄物の発生や排出の抑制の徹底及び適正なりサイクルの促進 ○土壌診断結果や農作物の生育状況に対応した適正施肥など、化学肥料の使用量低減に向けた取組の推進 ○炭素貯留効果の高いバイオ炭の農地施用に関するJ-クレジット制度の周知や技術指導
	③基盤的施策の推進	・R5年度に「若者ワーキンググループ」からの提言を実施 ・R5年度から金融機関も参画	「自分事」として捉えて行動する主体を増やす必要	●構成団体と連携した再配達削減に向けたプロジェクトの展開

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

3 見直しの概要

(3) 気候変動への適応策の見直し

【論点】 国の動向等を踏まえた適応策追加の検討
【見直し案】 国の動向等を踏まえ、農業分野での「高温等の気候変動への適応策」（令和7年4月）、流域治水プロジェクト策定、熱中症等に係る適応の取組等を追加

[気候変動の影響]

2024（令和6）年以降の夏季の記録的猛暑、海水温上昇 ⇒ 農作物の品質・収量の低下、海産物のへい死 など

➡ 将来予測される被害を回避・軽減するため、気候変動対策を「自分事」と捉えて取り組む必要

[分野ごとの主な適応策]

[高温等の気候変動への適応策]

[流域治水プロジェクト]

■ 農林水産業

- ・ 農業：温暖化に対応した「もも」の栽培 等
- ・ 水産業：海水温の上昇に対応した新規養殖種の導入支援 等

■ 自然災害

- ・ 「流域治水プロジェクト」を県内全ての水系において策定、流域治水を推進 等

■ 健康

- ・ 熱中症予防に係るクーリングシェルター設置の促進
- ・ 熱中症特別警戒アラート発令時の訓練

水 稲

【R5・6に発生した影響】

- ・ 玄米品質の低下（白未熟粒率 R5：平年比250%）
- ・ 生育の前進化（刈取適期 R5：平年差－10日）
- ・ 斑点米カメシ類の被害増加（被害面積率 R6：平年比209%）

【今後の主な取組内容】

- ・ 品種の開発：温暖化に対応した新たな高温登熟耐性品種の開発【強化】
- ・ 栽培時期の変更：生育の前進化に対応した適期管理、適期刈取の指導
- ・ 病害虫対策：発生予測や技術情報発信等による適期防除指導



白未熟粒

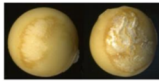
小麦・大豆

【R5・6に発生した影響】

- ・ 収量の低下（大豆収量 R5：平年比67%）
- ・ 品質の低下（小玉化（キャベツ等）、襟割れ（ねぎ）、尻腐果（ピーマン））
- ・ 生育の前進化（小麦成熟期 R5：平年差－8日）

【今後の主な取組内容】

- ・ 栽培時期の変更：作型の見直し（大豆）【新規】
- ・ 管理方法の改善：開花期以降の畦間かんがいの指導（大豆）
- ・ 栽培時期の変更：生育の前進化に対応した適期刈取の指導（小麦）



莢ずれ（着色を伴う不定形裂皮粒）

露地野菜

【R5・6に発生した影響】

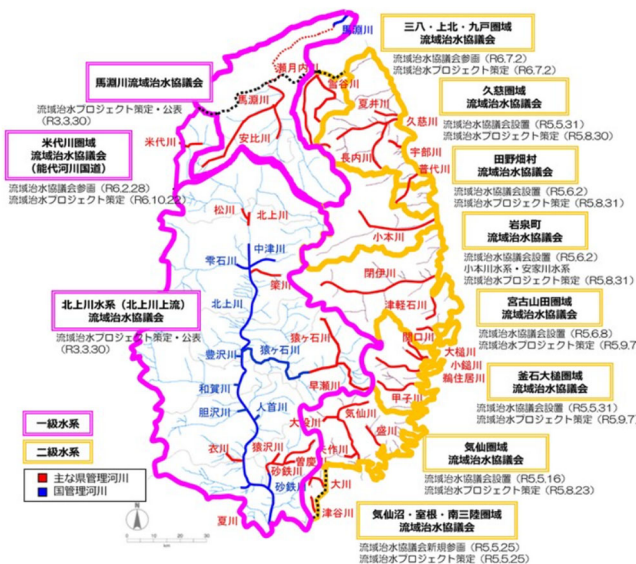
- ・ 収量の低下（特に9～10月の低下が著しい）
- ・ 品質の低下（小玉化（キャベツ等）、襟割れ（ねぎ）、尻腐果（ピーマン））
- ・ 虫害の発生時期の早期化・長期化

【今後の主な取組内容】

- ・ 新品目の導入：温暖化に対応した品目の導入検討【新規】
- ・ 管理方法の改善：マルチ等の活用指導、かん水設備の導入促進
- ・ 病害虫対策：発生予測による害虫の適期防除指導



ピーマン尻腐果



第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

3 見直しの概要

(4) 計画の推進

【論点】 深刻さを増す気候変動の状況について各主体・組織との共有と効果的な取組

【見直し案】 県民、事業者、行政など、関係する各主体が、気候変動を「自分事」と捉えて行動する必要性があることを、計画本文に明記

【連携・協働体制】 (イメージ図)



第2次岩手県地球温暖化対策実行計画の中間年見直し

3 見直しの概要

(5) 指標設定

【論点】

実行計画の基本目標達成に向けて、令和8年度以降の各施策と指標を設定

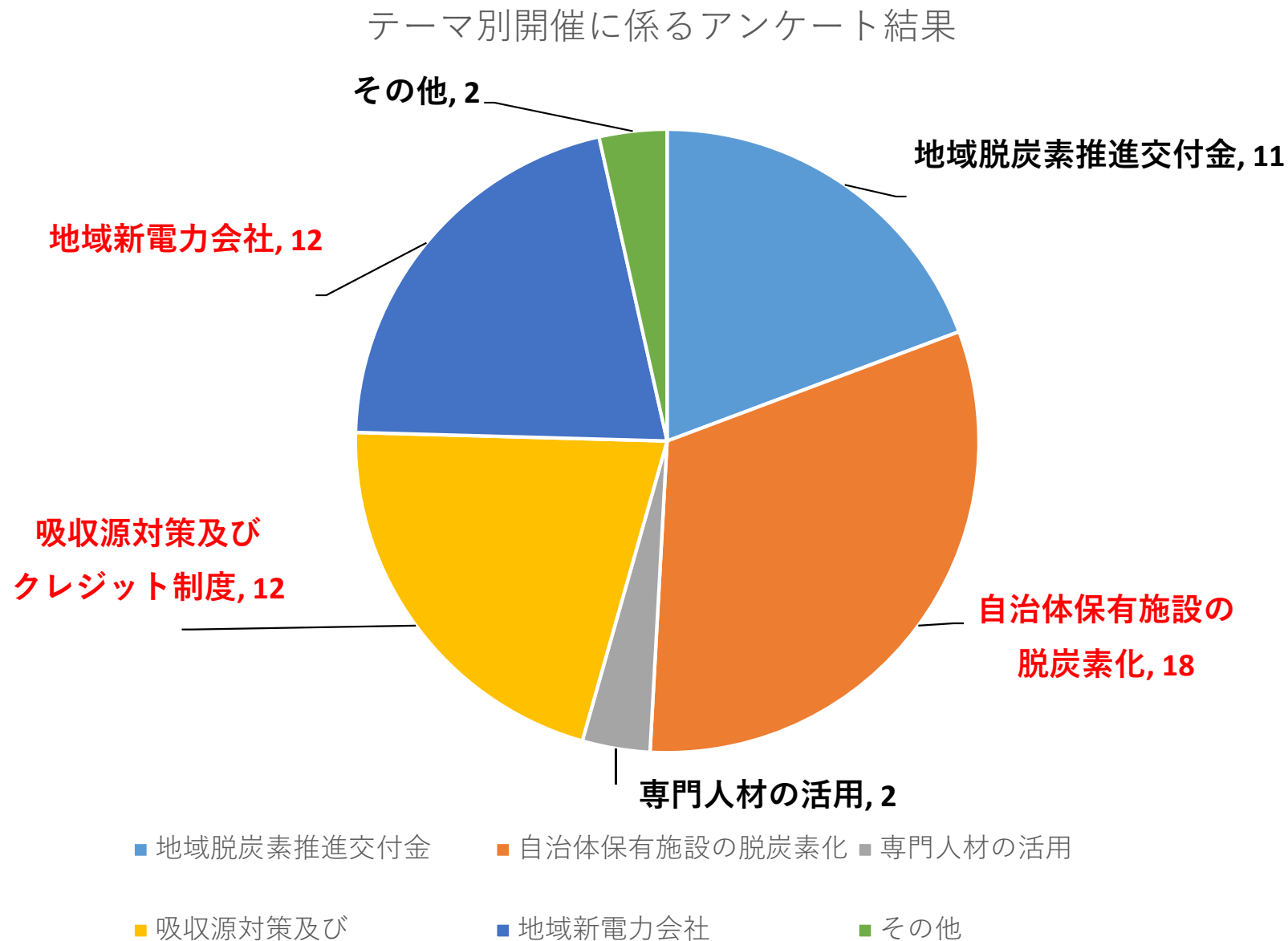
【各施策の指標の変更（案）】

施策領域	指標変更案
1 省エネルギー対策の推進	・ 三セク鉄道・バスの一人当たりの年間利用回数 ⇒「モビリティ・マネジメント（公共交通スマートチャレンジ月間）への取組事業者数」に統合 ・ 乗用車の登録台数に占める <u>次世代自動車</u> の割合 ⇒乗用車の登録台数に占める <u>電動車</u> の割合
2 再生可能エネルギーの導入促進	・ <u>県内の水素ステーション数</u> ⇒ <u>水素セミナー等の受講者数</u>
3 多様な手法による地球温暖化対策の推進	(変更予定なし)
4 気候変動への適応策	・ <u>熱中症による救急搬送者数</u> ⇒ <u>熱中症対策に関するセミナー等の受講者数</u>

6. テーマ別開催の実施及び今後の予定について

テーマ別開催の実施及び今後の予定について

◆テーマ別開催の実施について



テーマ別開催の実施及び今後の予定について

◆今後の予定

時 期	内 容
令和7年11月～ 令和8年1月	令和7年度県市町村GX推進会議実務者会議（テーマ別） ※関係部局等の方々の出席についても調整願います。
令和8年2月上旬	令和7年度県市町村GX推進会議実務者会議（全体）
令和8年5月下旬～ 6月上旬	令和8年度県市町村GX推進会議